

令和6年度永年勤続者表彰実施要領

1. 【被表彰者の選定基準】

笠原町商工会会員事業所である笠原町内同一事業所に継続して勤務し、次の各号に該当する成績優良な者。ただし各区分における表彰は一度限りとする。

なお、被表彰者について正規、パートなどの勤務形態は問わないものとする。

- 1) 50年表彰 昭和49年11月1日以前より勤務している者
- 2) 40年表彰 昭和59年11月1日以前より勤務している者
- 3) 30年表彰 平成6年11月1日以前より勤務している者
- 4) 20年表彰 平成16年11月1日以前より勤務している者
- 5) 10年表彰 平成26年11月1日以前より勤務している者

※注 個人事業における家族従業員並びに法人における役員及びその家族の方は本表彰の対象から除外させていただきます。

2. 【被表彰者の推薦方法及び負担金の納入】

推薦を行う事業所は、所定の推薦書に必要事項を記入し、商工会に提出する。

負担金は商工会に持参いただくか振込にてご納入ください。

【振込先】

銀行名	種類	番号	口座名義
東濃信用金庫 笠原支店	普通預金	0300823	笠原町商工会 会長 加藤 恒文 (かとう つねふみ)
陶都信用農協 笠原支店		9200509	

※推薦書と負担金が揃った時点で受付完了とさせていただきます

3. 【申し込み期限】

令和6年10月8日(火)

4. 【被表彰者の決定】

書類審査により決定する。

5. 【表彰の負担額】

表彰における事業所の負担額は、被表彰者一人あたり3,000円とする。

6. 【表彰式について】

令和6年11月15日(金) 18:00～(多治見市笠原交流センター 3階)

※今年度の表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まて、開催を調整させていただきますことがあります。

密にならない状況での開催、もしくは開催しない場合もございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、開催しない場合における記念品の受け渡しにつきましては、被表彰者の決定後に事務局よりご連絡させていただきます。

7. 【その他】

被表彰者の決定については、笠原町商工会にて選定基準による審査を行ったのち、会長が被表彰者を決定する。